

# 富山県立大学体育施設使用要領

平成 27 年 4 月 1 日制定

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、公立大学法人富山県立大学施設等貸付要領第 5 条第 5 項の規定により、富山県立大学体育施設（以下「体育施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要領において、体育施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 体育館及び大谷講堂
- (2) グラウンド
- (3) サブグラウンド
- (4) テニスコート

## (使用目的)

第 3 条 体育施設は、富山県立大学（以下「本学」という。）の体育の授業及び行事等に使用するほか、次に掲げる目的に使用することができる。

- (1) 本学の学生の課外活動
- (2) 本学の学生・職員の行う行事
- (3) その他、学長が特に許可したもの

## (使用時間)

第 4 条 体育施設を使用できる時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。ただし、特別の場合については、この限りではない。

## (使用手続)

第 5 条 体育施設を使用しようとする者（保健体育の授業として使用する場合を除く。）は、次の各号に定める手続きにより、学長の許可を得なければならない。

- (1) 課外活動として使用する場合は、学期の初めにその期間の体育施設使用計画書を学長に提出すること。
- (2) 学生又は職員の団体が一時使用する場合は、使用する日の 3 日前までに使用許可申請書（別紙様式）を学長に提出すること。

(許可の取消し)

第6条 体育施設の使用を許可した後、保健体育の授業及び行事等のため体育施設を使用する必要が生じたとき又は使用許可を受けた者が使用許可の条件等に違反したときは、使用の途中であっても、使用許可を取り消すことがある。

(損害賠償)

第7条 体育施設を利用する者は、故意又は重大な過失により建物、設備、備品等を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(使用心得)

第8条 体育施設を使用する者は、使用に際し、体育施設ごと別に定める使用心得を厳守するとともに、本学職員の指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。